

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 5 次答申）（令和 2 年 5 月 27 日）（抜粋）

2. 水質環境基準等の設定の基本的な考え方

（1）水質環境基準健康項目及び要監視項目の選定の考え方

① 基本的考え方

水質環境基準健康項目については、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」を選定する。

また、要監視項目については、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、モニタリング等の対象とすべき物質を選定する。

② 選定のポイント

検討対象項目について、毒性情報等の知見に基づき得られる人の健康の保護の観点からの基準値及び指針値を勘案し、我が国における水環境中の検出状況、生産・使用等の実態等を踏まえ、各項目の取扱いを判断することとする。特に、検出状況等については、検出率及び検出濃度のほか、物質の特性、自然的要因、海水等の検出要因について考慮し、水質環境基準健康項目等に位置づけるべきか否かを判断する。

（2）水質環境基準健康項目基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

基準値及び指針値は、我が国や WHO 等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準値等の設定状況を基に設定する。

基準値及び指針値は、基本的に飲料水の摂取及び魚介類等の食品としての摂取による人の健康への影響を想定して設定している。直接飲用による影響については、WHO 等が飲料水の水質ガイドライン値の設定に当たって広く採用している方法に基づき、他の曝露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮して設定する。特に幼少期において特定の化学物質に対する健康リスクが大きいと判断できる場合には、幼児の飲料水消費量に基づいて基準値及び指針値を設定する。また、水質汚濁に由来する食品経由の影響についても、現時点で得られる魚介類への濃縮性に関する知見を考慮して設定する。

（3）環境基準の適用等に当たっての基本的考え方

水質環境基準健康項目及び要監視項目については、広く有害物質の環境汚

染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいと考えられること、また、地下水と公共用水域は一体として一つの水循環系を構成していることから、河川、湖沼、海域又は地下水を問わず全ての水域に同じ基準を適用することを基本とする。

（４）自然的原因による水質汚濁の取扱い

基準値自体は自然的原因の場合と人為的原因の場合とで異なる性格のものではないことから、自然的原因により水質環境基準健康項目及び要監視項目が公共用水域等において検出される地点においても一律に適用することが適当である。

なお、公共用水域等において明らかに自然的原因により基準値または指針値を超えて検出されたと判断される場合には、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮する必要がある。